

第12回京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成24年3月26日（月）
午前10時～
場 所 京都市消費生活総合センター 研修室

○石田部長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第12回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

重野委員におかれましては少し遅れられるようではございますけれども、ただいまから始めさせていただきますと思います。

本日は、委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中、早朝からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます文化市民局の人権文化推進担当部長の石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、さっそくではございますが、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、西出文化市民局長から御挨拶申し上げます。

1 挨拶

○西出局長 皆さんおはようございます。文化市民局長の西出でございます。本日は大変お忙しい中を、12回目となります京都市の人権文化推進懇話会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は昨年11月の委員改選後、初めての懇話会ということになります。新たに4名の先生方に委員に御就任をいただいております。また、引き続きお願いする先生方も含めまして、快く委員就任をしていただきまして、まことにありがとうございます。京都市の人権行政の推進に、これからも格別の御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年3月に発生いたしました東日本大震災から早1年が過ぎました。1年経過して、なお仮設住宅での生活を余儀なくされている方もたくさんいらっしゃいますし、まだ安否がわからない方もたくさんいらっしゃるという状況でございます。一日も早く生活がもとどおり戻れることを願っているところでございます。このような現実を前に、改めて人と人とのつながりを意識をしながら、思いやる気持ちを持ちつつ、去年の漢字でも「絆」というのが長期的に叫ばれておりますけれども、こういうことが人権文化の構築につながるのではないかなというふうに考えさせられた1年だったかなというふうに思っております。京都市といたしましても、引き続き被災者、被災地への支援をしっかりとやっていこうと新たに決意をいたしているところでございます。

昨今、新聞報道等を見ておられますと、人権問題に関しまして、引き続きいろんな形での報道が続いているところでございます。夫婦間、恋人同士の間におけるいわゆるドメスティック・バイオレンスの問題、また児童や高齢者に対する虐待の問題等々が顕在化しているところでございます。こういった点も十分注視しながら、いろんな取組を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

今日の議題にもございますけれども、京都市でもドメスティック・バイオレンスの相談支援センターを、昨年10月に開所いたしましたところでございます。また、虐待等児童の問題にさらに取り組んでいこうということで、この4月1日から児童福祉センター、第2の児童

福祉センターを伏見区のほうに開所をする予定でございまして、そういった形で相談に対する強化を図ってまいることといたしております。

あわせて、京都市基本計画の中で、人権文化の構築に向けてより豊かな人間関係が育まれる社会の実現を目指して全力を尽くすということで明記をいたしております。こういった取組を引き続きしっかりと進めていきたいというふうに思っているところでございます。

本日は、次第のほうにもございますように、全庁でまとめました人権文化推進計画に基づきます、来年度、平成24年度の事業計画について御報告をさせていただいて、御意見をお伺いしたいというふうに思っております。また2つ目としまして、ドメスティック・バイオレンスの相談支援センターの相談支援の状況につきまして、御報告をさせていただきたいということで考えております。

本日も各人権課題を所管しておりますそれぞれの担当部局が出席をいたしております、皆さん方からの奇譚のない御意見を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ本日もよろしくお願い致します。

○石田部長 ただいま局長の挨拶にもございましたとおり、今回、委員改選後初めての懇話会となります。私のほうから委員の皆さんを御紹介させていただきますので、よろしくお願い致します。

まず最初に、財団法人世界人権問題研究センター所長の安藤仁介様でございます。

○安藤委員 安藤です。

○石田部長 続きまして、関西大学社会学部教授の石元清英様でございます。

○石元委員 石元です。

○石田部長 続きまして、市民公募委員の大浦啓子様でございます。

○大浦委員 大浦でございます。

○石田部長 今回新たに委員に御就任いただいております。

続きまして、京都女子大学発達教育学部教授の表真美様でございます。

○表委員 表でございます。

○石田部長 同じく表さんにおかれましても、新たに今回委員に御就任いただきました。

続きまして、Facilitator's LABO〈えふらぼ〉を主宰されております栗本敦子様でございます。

○栗本委員 栗本敦子です、よろしくお願い致します。

○石田部長 続きまして、市民公募委員の桑原昌宏様でございます。

○桑原委員 どうぞよろしくお願い致します。桑原でございます。

○石田部長 桑原さんも新たに委員に御就任いただいております。

続きまして、神戸大学大学院法学研究科教授の坂元茂樹様でございます。

○坂元委員 坂元です。よろしくお願い致します。

○石田部長 続きまして、特定非営利活動法人多文化共生センター京都代表の重野亜久里様でございます。

○重野委員 重野です。よろしくお願いいたします。

○石田部長 重野様も今回新たに委員に御就任いただいております。

本日、御欠席ですけれども、財団法人京都新聞社会福祉事業団常務理事の高山良雄様も委員ということでございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、今日の座長、副座長の選出に移らせていただきます。まず、座長の選出をお願いいたします。座長につきましては、委員の互選ということになっております。どなたか御推薦の方はいらっしゃいませんか。

○石元委員 安藤先生の御意向を全然伺わないで、というのは失礼かとは思いますが、前回に引き続いて安藤先生をお願いしてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○石田部長 ただいま石元先生のほうから安藤世界人権問題研究センター所長を座長に、との御推薦がございましたけれども、御異議ございませんでしょうか。(会場内拍手) ありがとうございます。

皆さん、御異議なしということでございますので、それでは安藤先生に座長をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

続きまして副座長の選出ということになりますけれども、副座長は座長が指名いただくということになっております。安藤座長よりご指名をお願い申し上げます。

○安藤座長 その前に、私を引き続き座長にご指名いただきましてありがとうございます。恐らく、桑原委員と私は、私がちょっと上で、大学院の後輩でしたので。そういう意味で一番年寄りにやれというふうを受けとめまして、務めさせていただきます。

副座長は、同じセンターで、あるいはもうずっといろんな仕事を一緒にしてきました神戸大学の坂元教授をお願いしたいと思います。

○石田部長 ありがとうございます。それでは、坂元先生に副座長をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、安藤座長をお願いを申し上げます。

安藤先生、よろしくお願いいたします。

○安藤座長 それではお手元の次第に沿いまして議事を進めたいと思います。

初め、配付資料について京都市のほうから御説明をお願いします。

○石田部長 資料の確認をさせていただきます。最初に議題(1)の資料といたしまして、資料1の「京都市人権文化推進計画 平成24年度事業計画」という分厚い資料がございます。資料1の資料でございます。

次に、議題(2)の関係の資料でございますが、資料2-1ということで、「京都市DV相談センター通信」と、こういった資料が、青色の色刷りの資料がございます。

続きまして、資料2-2として「男女共同参画通信」、こういった資料がございます。

それと、資料2-3として、パンフレット「DVについて あなたのまわりで悩んでいる人はいませんか?」という、こういう縦長の資料がございます。

最後になりますけれども、資料3ということで「京都市人権レポート」という資料がございます。

資料につきましては以上でございますけれども、お手元に届いてないというものがありましたら、事務局のほうまでお申し出いただきたいと存じます。

それでは、議題の説明のほうに移らせていただきます。

人権文化推進懇話会は、文化的な人権施策の推進に向けまして、外部の視点から客観的に本市人権施策の進捗状況の確認、点検・評価をお願いしているものでございます。

議題(1)は、「京都市人権文化推進計画 平成24年度の事業計画について」御報告をさせていただきます。これまでは年度の前半に開催をいたしておりました懇話会におきまして、前年度の事業実績と当年度の事業計画を一括して御報告させていただいておりますが、前年度の事業実績を総括いたしますのに少し時間を要しますことから、新年度の始まり、かなりの時間が経過してから新年度の事業計画を御報告させていただくというような状況となっております。

本来、事業計画につきましては、事業年度開始前に御報告させていただくものでございまして、今回からは事業開始前のこの時期に御報告をさせていただくということで改めさせていただきます。

なお、平成23年度の事業実績につきましては、速やかに総括を行いまして、新年度の早い時期に開催をさせていただきますこの懇話会におきまして、御報告させていただく予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に議題(2)の「京都市ドメスティック・バイオレンス相談支援センターについて」でございます。センターにつきましては、DV対策の中核的施設として昨年10月に開所いたしておきまして、相談から被害者の自立生活の促進まで、DV被害者への継続的な支援に取り組んでいるところでございます。

本日は、開所後のセンターの活動状況等につきまして、男女共同参画推進課のほうから御報告をさせていただきます。

資料の確認と議題の説明については、以上でございます。

2 議題

○安藤座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明を踏まえまして、次第に沿って議事を進めたいと思います。大きくは2つ、つまり本来は去年の反省をしてから、それを踏まえて新年度に提言するというのが順序かと思っておりますけれども、先ほど御説明のありましたような事情で、とりあえず新年度の計画を御説明いただいて、それに対するコメントを皆様からいただくと。いずれ、これも御説明にありましたように、23年度の実績については、できるだけ早い時期に御報告の機会をつくっていただきたいと思っております。

それからもう一つは、これは「ドメスティック・バイオレンス相談支援センター」の開設をめぐりまして、それにかかわる幾つかの御説明をいただく。そして、我々がそれについてコメントするという順序で進めたいと思います。

それでは、初めに「京都市人権文化推進計画、平成24年度事業計画について」、市のほうから御説明いただきたいと思います。

(1) 京都市人権文化推進計画 平成24年度事業計画について

○川端課長 人権文化推進課長の川端でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「京都市人権文化推進計画 平成24年度事業計画」について御説明をいたします。これは人権文化推進計画に掲げた施策の進行管理のため、毎年作成しているものでございます。

資料1のほうを御覧いただけますでしょうか。「京都市人権文化推進計画 平成24年度事業計画」につきましては、平成17年3月に策定し、平成22年3月に改訂をいたしました「京都市人権文化推進計画」に基づき、毎年各局、各区で実施を予定している取組について、委員の皆様から御意見を伺うため取りまとめたものでございます。

お手元にお配りをしております資料により御説明をいたします。

この「事業計画」は、重要課題別の取組と、各局区別の取組で構成をしております。重要課題別の取組は、人権文化推進計画に掲げる人権上の重要な課題として位置づけた「女性」や「子ども」「高齢者」等9つの重要課題に関して、個別の重要課題ごとに現状と課題、24年度における主な取組を記載しております。ページで申し上げますと、1-1から1-21まででございます。

「各局区別の取組」は、人権文化推進計画や各局区の分野別計画に基づく人権文化の構築に関わる事業について24年度の事業計画を一覧にし、各区ごとに新規事業をトップにそれぞれできる限り詳しく記載をしております。

お手元の資料を2枚めくっていただきまして、右側のページを御覧ください。平成24年度は429件の継続事業、10件の改善事業、6件の新規事業の計445件の事業に取り組むこととしております。昨年度の取組事業数445件と同数となっております。

次に平成24年度に新たに実施する事業は6事業ございますが、概要を御説明させていただきます。

①「若者しゃべり場事業を活用したH I V・性感染症検査及び予防啓発事業」でございます。2-8ページのほうを御覧いただけますでしょうか。「各局区別の取組」、「文化市民局」の1番のところでございます。

従来から京都市北青少年活動センターにおいて実施をしている「若者しゃべり場」、これは若者同士で恋愛や性、自分の体のことなどを楽しく交流しながら気軽に話せる場を提供するという事業でございますけれども、若者がH I V・性感染症等について正しく学び、自発的に感染症予防行動がとれるよう、この事業と連携して取り組むこととしたものでございます。文化市民局と北区役所が局を超えて連携するという点で、新規事業とさせてい

ただいております。

②の同じく2-8ページ、「文化市民局」の2番のところでございます。視覚障害のある方の情報取得に役立てていただくため、本市が発行しております人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」及び企業向けの人権情報誌「ベーシック」、それらの点字版を新たに作成いたしまして、各区役所、支所、市立図書館及び京都ライトハウスのほうに配布をいたします。

続きまして2-18ページを御覧いただけますでしょうか。2-18ページの「保健福祉局」の1番「障害者虐待防止対策事業」でございます。平成24年10月からの「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に向け、新たに障害者虐待防止対策事業として、虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや、通報があった場合の対応手順の策定、周知・啓発等に取り組むこととしております。

同じく2-18ページ、「保健福祉局」の2番と3番。「京都市成年後見支援センター（仮称）の設置・運営」、それから「市民後見人の養成」のところでございます。この2つの事業は、高齢者社会や認知症高齢者が増加する中で、成年後見制度の需要がより一層高まることから、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行います「成年後見支援センター（仮称）」を、高齢者の社会参加の促進や福祉の増進を図ることを目的に設置された「長寿すこやかセンター」、この中に設置をいたします。

また、今後の成年後見制度の利用者の増加に伴い、不足することが見込まれる後見人を確保するため、家庭裁判所や弁護士会、大学等の関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成及び活用を行ってまいります。

続きまして、2-49ページのほうを御覧ください。「右京区役所」の1番「右京人権ワークショップ」でございます。右京区役所では、外国人留学生を交えた多文化交流の場として、親子で参加でき、子どもが楽しく学べる企画を実施する区民参加型の人権ワークショップとして「右京人権ワークショップ」の開催などの取組を実施してまいります。

次に、改善充実する事業といたしまして、10の事業がございますが、その中で1例を紹介させていただきます。

恐縮でございますが、2-19ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。「保健福祉局」の8番でございますが、前回の懇話会におきましても御報告をいたしましたが、年々増加する児童虐待に係る相談、通告に適切に対応するため、南区及び伏見区を所管する児童福祉の拠点といたしまして、京都市第二児童福祉センターを新たに伏見区に設置するということでございます。それとともに、同センター内に京都市第二児童相談所を置き、体制の強化を図ります。第二児童福祉センターの開所は24年4月2日からということになっております。なお、この第二児童福祉センターにつきましても、旧改進黨コミュニティセンターを転用して利用するものでございます。

続きまして2-23ページのほうを御覧いただけますでしょうか。「保健福祉局」の40番でございます。本市では、65歳から69歳の高齢者の保健の向上と福祉の増進を図るため、所得税非課税世帯に属する方などに対しまして、医療保険の一部負担金と一定金額の患者負

担との差額を支給する「老人医療費支給事業」におきまして、助成対象を拡大し、平成24年9月から訪問看護ステーションからの訪問看護についても、新たに助成対象といたします。

同じく保健福祉局の41番でございますが、同様に重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図るため、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方などに対し、医療保険の一部負担金と一定金額の患者負担との差額を支給する「重度心身障害者医療費支給事業」、これにおきましても同様に助成対象を拡大してまいります。

このほか、広報媒体の拡大や相談時間の拡大、各区における啓発事業の見直し等、各局区において工夫していただき、市民ニーズに応じた事業の見直しが行われております。

次に、平成24年度の重要課題別の取組について御説明させていただきます。

資料を戻っていただきまして、最初ですが、1-1ページを御覧いただけますでしょうか。

まず、各重要課題に共通する事項といたしまして、全般的な取組を挙げております。主には市民、企業に対する啓発活動等について記載しておりますが、「あい・ゆーKYOTO」や「ベーシック」などの人権情報誌の発行、ワークショップ形式の参加体験型人権学習会、「和い輪い人権ワークショップ」の開催、人権に関する啓発・研修を実施する市民・企業等に対し、講師の紹介や啓発ビデオ・パネル等の貸し出し等により支援をいたします「人権啓発サポート制度」などにつきまして、24年度も引き続き実施をしております。

また、交通バリアフリー、ユニバーサルデザインにつきましても、積極的に推進をしていくこととしております。

次に、1-4ページを御覧いただけますでしょうか。女性に関する事業といたしましては、「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、従来からの男女共同参画を推進する取組を行うほか、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力の問題に対する対策等、「仕事と家庭、社会貢献が調和できる『真のワーク・ライフ・バランス』の推進」について重点分野として位置づけ、取り組んでまいります。

「DV対策の強化」につきましては、平成23年3月に策定いたしました本市におけるDV被害者の支援策を取りまとめたDV対策基本計画に基づき、総合的・計画的に取り組んでまいります。

また、平成23年10月に開所いたしました京都市ドメスティック・バイオレンス相談支援センターにおいて関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで継続的な被害者支援に取り組んでまいります。

DV相談支援センターの概要等につきましては、この後、議題(2)におきまして、御説明をさせていただきます。

次に「真のワーク・ライフ・バランス」の推進につきましては、平成24年3月に策定をいたします「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に掲げる施策の取組として、企業における環境整備の促進のため、育児・介護と仕事との両立支援、長時間労働の解消や年

次有給休暇取得の促進等、働き方の見直しに取り組む中小企業を支援する補助制度の新設や、中小企業等へのアドバイザー派遣、事業者対象の講演、情報交換会の開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組に努めてまいります。

続きまして、1-6ページを御覧ください。子どもの問題につきましては、近年増加傾向にあります児童虐待をはじめとする子どもの人権侵害に対し、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築することが課題となります。また、学校におきましては、問題行動、不登校、いじめや児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から感じ取り、組織的に家庭・地域と連携しながら、その予防や適切な初期対応を行うことが必要となってまいります。

本年度の主な取組といたしましては、平成20年度に児童福祉法及び児童虐待防止法が改正されたことにより、児童相談所による法的介入権限が強化されたことを踏まえまして、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応を行うため、引き続き児童相談所の体制強化を図ってまいります。先ほど、改善充実する事業として御説明をいたしました但、第二児童福祉センターの整備はその一環でございます。

また各区役所に設置する「子ども支援センター」においての相談、カウンセリングや「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所・児童館において子育て相談や子育て講座の開催などを行うとともに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する関係をつくるなど、身近なところでの支援を継続してまいります。

学校・園におきましては、子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校等から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所と密接な連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を引き続き推進するほか、不登校・いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題に対する相談の充実を図ってまいります。

続きまして1-9ページを御覧ください。高齢社会の進展に伴いまして、介護者等による虐待などの人権上の問題が生じ、高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられている状況が見受けられます。そのため、「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づきまして、高齢者がどのような心身の状況にあっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発や総合的な高齢者虐待防止施策の推進を図ってまいります。

本年度の主な事業といたしましては、先ほど新規事業として御説明いたしました但、高齢者世帯や認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることへの対応として、京都市成年後見支援センターの設置及び運営、市民後見人を養成していく取組などを行ってまいります。

また、引き続き地域の関係者や介護サービス事業者を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センターを中心とした「保健医療福祉等介入ネ

ットワーク」，長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築するとともに，虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合，入所施設への措置や緊急ショートステイの活用，虐待シェルター確保事業などにより引き続き高齢者の生命・身体の安全の確保を図ってまいります。

続きまして，障害のある人についてでございます。資料1-11ページでございます。各種の取組を通じまして，ノーマライゼーションの理念は徐々に定着しつつありますが，道路に障害物が多いといった物理的な障害のほか，障害に対する無理解・無関心といった問題が依然存在しているとの意見が寄せられております。また，いまなお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることも明らかでございます。

このため，障害のある人の人権の問題は，市民一人一人の問題であり，障害の有無にかかわらず，市民一人一人が自立した主体的な存在であり，すべての人の人権を守るという視点を基礎にして，施策を推進してまいります。

本年度の主な事業でございますが，障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するために，「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し，関係機関・団体等が協働した取組を進めてまいります。また，京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用につきましては，取組を継続しながら，一般就労のためのより効果的な手法の確立を図ってまいります。

障害のある方の地域生活を支援するためには，障害者地域生活支援センターを中心に，福祉事務所，保健センター，障害福祉サービス事業所等で構成する「障害者地域自立支援協議会」を設置し，関係者間の協働による支援体制を強化してまいります。

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用・援助等を行う地域福祉権利擁護事業につきましては，区社会福祉協議会を中心として実施体制を充実いたしました。今後も契約状況等に応じ，体制の充実を図っていくほか，権利擁護に係る関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し，権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発を推進してまいります。

続きまして，資料1-13ページ，同和問題でございます。同和問題につきましては，平成21年3月に「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からいただきました報告をもとに，すべての課題について改革・見直しに取り組んでまいりました。平成24年度につきましても，今日までの大きな成果を損なうことのないよう，引き続き人権教育・啓発事業に精力的に取り組むとともに，自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務の着実な推進や，市立浴場の効率的な運営やあり方の検討など，現在進行形で取り組んでおります改革の早期完了に向けて，取組を進めてまいります。

次に，外国人・外国籍市民についてでございます。資料1-15ページでございます。これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により，異なった民族，国籍，文化を持つ者がともに暮らしているという認識は市民の中に深まってきてはいるものの，依然，国籍が

違うというだけで偏見や差別的な事象が見受けられます。

このような課題に対応するため、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供など、外国人等が安心して生活できる環境整備を行っていく必要があります。

今年度の主な取組といたしましては、昨年度に引き続き「京都市多文化施策懇話会」におきまして、外国人等に関する諸問題や本市の多文化共生に関する取組について意見を求めてまいります。

また、外国人等に、市内のさまざまな団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」の実施や、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」の実施などにより、外国人等が安心して生活できる環境整備に引き続き取り組んでまいります。

1-17ページを御覧ください。感染症患者等についてでございます。H I V、エイズをはじめとする感染症に関するあいまいな知識等により、患者・感染者等への偏見や差別意識が生じ、人権上の問題となっております。そのため、市民に対しまして、あらゆる機会を通じて、エイズ等に対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等の対策を推進してまいります。

次にホームレスについてでございます。資料1-18ページでございます。平成20年秋のリーマンショックに伴う雇用・経済情勢の悪化により、非正規雇用者の解雇や雇止めが発生し、若年で就労が可能であるにもかかわらず、職と住まいを同時に失いホームレス生活を余儀なくされる方が多数いらっしゃいます。

こうしたことから、高齢のホームレスの方や、野宿期間が長期化したホームレスの方へのきめ細やかな対応と、若年で就労可能なホームレスの方に対する就労支援が課題となってきております。

ホームレスに関する主な事業といたしましては、本年度もホームレスの方に対し長期的な支援や相談を実施する「ホームレス訪問相談事業」を実施して、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていくほか、借り上げを行っている簡易旅館から、居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活支援事業」の実施を引き続き行ってまいります。

また、勤労意欲はあるが正規雇用が決まらない方や、直ちにフルタイムでの就労が困難な場合の支援が必要であることから、「ホームレス能力活用推進事業」といたしまして、自立支援センター利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向けの説明会の開催や啓発活動を引き続き行ってまいります。

次に、その他の課題についてでございます。資料1-20ページでございます。

個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況の変化に伴って犯罪被害者等のプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課題に対する対応が求められています。

性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等の権利の保護を図るための具体的な施策を定めた犯罪被害者等基本計画の策定など、国におきましても一定の対応は進められてはいるものの、社会的理解は十分とは言えない状況にあります。

このため、本市におきましてもこれらの課題が人権課題として正しく理解され、速やかな解決が図られるよう積極的に教育・啓発活動を推進していく必要があります。

今年度の主な事業といたしましては、市民の皆様になんか新たな人権課題においての理解と関心を深めてもらうため、人権情報誌や市民しんぶんにおいて記事を掲載することや、各種の人権イベントにおいて啓発を行うなどの取組を進めてまいります。

また、犯罪被害者への支援につきましては、平成23年4月1日に施行いたしました「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、公益社団法人京都犯罪被害者支援センター内に設置をいたしました総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者に対するさまざまな支援を行ってまいります。

少々長くなりましたが、重要課題としての取組の主なものについては、以上でございます。この事業計画につきましては、今後、人権文化推進課のホームページで公開をして、広く市民の皆様にも周知をいたしていきたいというふうに考えております。

議題趣旨についての説明は以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。

非常に話題が多岐にわたっておりますので、どの問題からでも結構です、ご質問ないしコメントがあれば各委員から御遠慮なくお願いいたします。

○坂元委員 「外国人・外国籍市民」の箇所の1-16ですけれども、一番上のほうの丸で、災害時の外国籍市民への十分な支援という項目であります。京都は日本屈指の観光都市でありますので、外国人観光客が非常に多いというふうに考えております。そういたしますと、そういう外国人観光客が京都を訪れていたときにこうした災害が発生したときに、どのように対応するのかということ、大規模なホテル、あるいは外国人の方がよく利用する施設、宿舎などですね、災害時における外国人観光客への対応のあり方について、どのような支援があり得るかということについても、これは検討しておく必要があるのではないかと。

これは別の大阪市の仕事でも、こういう問題で同じようなことを検討させていただきまされたけれども、大規模な都市で観光客が多いというところにおいては、こうしたきめ細かい対応を是非やっていただきたいというのが最初のコメントでございます。もしかして、それはちゃんとおやりになっているのかもしれませんが、それはまたお答えいただければと思います。

それから、「ホームレス」の1-18で、先ほど御紹介があったわけですが、就労経験の乏しい若年ホームレスが増えてきているというお話ですけれども、京都市での実態がどうかという質問が1点と、それから話に聞きますと、就労経験のある高齢者ホームレスの場合

には、勤労の意欲、勤労の喜びを感じる人が多くて、その意味ではそういう雇用の機会などがあつたときにしっかり働くのだけれども、就労経験の乏しい若手、若年ホームレスほど意欲が少なく、なかなか対応が難しいところもあるというふうにも聞いたことがございます。

そこで、京都市のホームレス自立生活支援事業の推進に当たっては、若年層のそうした特性に応じたきめ細かな対応を行ってほしいということです。

私のほうからはそれだけです。

○安藤座長 ありがとうございます。

ご質問、コメントをいただいてから、市のほうにお答えを求めたいと思います。ほかにもどうぞ、御遠慮なく。

○桑原委員 どうもありがとうございます。桑原でございます。

最初に、たくさん資料を書き上げ、かつプリントされた事務局、大変だと思います。お礼を申し上げたいと思います。

3点か4点あるのですが、よろしいでしょうか。

まず、今日御説明いただきました「24年度事業計画」の2-22の38のところに「母子家庭等医療費支給事業」と書いてございますが、父子家庭はどうなっているのかという点なんです。私は大学で社会保障法を教えていた経験から、児童扶養手当のほうにつきましては、かつては母子家庭しか支給しないものを、父子家庭、父親のほうにも支給するというようになったと思うのですが、これは京都市の場合は母子だけなんですかという質問が1つ。

それから次は、同じく「24年度事業計画」の2-16の64という項目がございますけれど、ここに「企業向け人権啓発講座」というのがございます。実は、私はこの「企業向け人権啓発講座」というのがありまして、京大に行って講義を聞いたところ、内容は非常に充実しておったんですけど、生と死とか、尊厳死の話が基本であって、「企業向け」、どこが企業向けかと思いました。一言何か過労死というお話があつたと思います。二言あつたかな。質疑応答がありましたが、1人、どこか施設の方が、女の方が熱心に質問しておられましたが、企業向けとは何かちょっと違った、一般の市民の方のご質問が多かつたと思います。

それは結構なことですが、企業向けということで割り当てて予算を使って講師を選んでおられるわけですから、一言もう少し企業向けというところの内容充実があつたほうがよかつたかと、私は個人的に思ひまして。この64と2-16のところ、私は講師の選定に異論を述べているのでは全くないんです。それは誤解のないようお願いしたいんですけれども、講義内容をより企業向けというところについては配慮していただければというような感想を持ちました。

次の質問ですが、実は、今日御説明いただきました「子ども」とか「同和」とか云々ありますよね。カテゴリー化はどういう基準で決めておられるのかという質問なんです。その「その他の課題」1-20ページのところの内容は感染症とか「性同一性障害者」とか犯罪

被害者、インターネットでの人権侵害とされているのですが、私はその類型について、こういうふうに思っています。

災害被害者というカテゴリーをつくってみては如何かと思うのです。具体的に言えば東北大震災の被害者ですね、それから福島原発大災害の被害者、これについては「ベアシック」などにも言及されて、市は無視しているのではなしに十分言及しておられるのですけれども、新たにカテゴリーを立てて、災害被害者というものを考えられないか。これは自然災害もありますけれども、原発災害、これは昨今毎日のように出ております日本海側にある近畿府県の前発施設の事故、京都は先ほどありましたように観光客も多いことも含めて災害が発生した場合の被害者の問題は深刻だし、大規模だし、対応策を十分練るために一つ、そのカテゴリーを立ててはいかんのかな、と思います。市民と住民、京都に来ている人々の人権擁護ということにつながって、いろいろ書くことができるし、そのことによって全国的な発信もできると私は考えております。

それから、もう一つは、カテゴリーのもう一つに、非正規労働者というグループ分けは考えられないかと。既に雇用されている人々の3割近い、いわゆる非正規の方がおられるというのは常識かと思えますけれども、この中には派遣労働者も含めます。この非正規労働者の問題につきましては、既に御説明がありました「基本計画」の1-18の「ホームレス」のところに、はっきりと非正規労働者の解雇・雇止めが発生したことによりとか、下のほうに、就労意欲のある正規雇用が決まらない者というように言及されておりますけど、私の考えは、非正規労働者という人々をグルーピング、一つのものとして、問題点を人権擁護文化推進という観点からまとめることはできる素材はたくさんあると思えます。それをやったほうがいいと私は考えているわけでありませぬ。

これは、市民向けではなしに職員教育、失礼ですけど、京都市の職員教育にも重要かと思えます。昨年の12月でしたか、新聞に載っておりました事例があります。大阪府下のある都市が採用していた非正規労働者の女の方の雇用契約の更新を拒絶すると本人に通知をしたことが報道されました。実は出産休暇をこの女性は取っていたのですが、この女性への差別問題があったのではないかということ、総務省がコメントをしていました。これは12月6日、毎日新聞ですけども、地方公務員法の男女平等原則に違反するのではないかという指摘を受けております。

そういうことで、私は、非正規労働者についてはいろいろ問題があるわけで、労働の権利、憲法27条による勤労権と憲法14条の男女平等ということになりましょか、そういったところから、新しいカテゴリーとして立ち上げることが言えると思えます。

長くなってすみません。以上であります。

○安藤座長 どうもありがとうございました。いずれも論点が非常に明確な御質問・御指摘ですので、市の応答を準備いただきたいと思います。

その他の委員、ありませんか。

○石元委員 何点かあるのですけれども、1-7ページですが、上の最初の丸で、「里親制

度」の普及啓発ということで、これはいいことだと思うのですが、たしか私はちょっとろ覚えなんですけど、たしか京都市は里親委託率というのがかなり低かったと思うんですね。これはやはり人手をかけるというのか、児童相談所なんかでも里親の担当者というのを増やしたり、要するに里親についての啓発をして、登録者を増やすということと、それからもう一つは、適切なマッチングをするために、やはりそれだけの時間をかけないと適切なマッチングというのはできないわけで、現に里親家庭での虐待という事象も出ているわけなので、こういった単に啓発するだけではなくて、やはり人を充てて、里親委託率を上げていくというふうな取組が重要ではないかと思うのですが。第二児童福祉センターを南部に設けられるということで、これにより充実した体制をとっていただきたいというふうに思っているということが1点。これはもう質問ではなくて、意見ですけれども。

それで、この第二児童福祉センターに関わってのことですけれども、1-14ページです。先ほど御説明の中で、第二児童福祉センターは改進の隣保館を転用するというお話が出ていたのですが、ここで学習センターと保健室分室の施設について、転用をまだ行っていないところは引き続き活用策を検討していくということですが、この点についてお聞きしたいのですが、先ほどありました第二児童福祉センターへの転用というようなこと以外に、多いのはやはり貸し館になっているのが多いのでしょうか。その点、質問をいたします。それから、今後どういう方向で転用していくかという、その内容についてもお聞きしたいということが1つです。

あと2点ありまして、1-17ページです。感染症の患者さんについてなんですけれども、やはり特にH I V、エイズですね、まだまだ十分な理解がされていなくて、感染した患者さんに対する偏見あるいは差別の問題というのは非常に根深いかと思うんです。2-76ページのところで、エイズ教育ということで挙がっているのですけれども、やはり教育啓発というのは非常に重要ではないかと私は思っています。特に、H I V感染というのは若い人の感染症という性格が非常に鮮明になってきていますので、こういった学校でのエイズ教育、項目として挙がっているのですけれども、具体的にどんなことをされているのかということをお聞きしたいということが1点です。

最後ですけれども、1-20で「その他の課題」として挙がっている中で、桑原委員からも御指摘があったのですけれども、カテゴリーの問題ですが、丸として挙がっているのと挙がっていないのということがあるので、いわゆるセクシュアルマイノリティ、性的少数者に対しては、以前は丸として挙がっていたように思うのですけれども、今回は、戸籍の変更の特例法の記述は少しあるので、要するに同性愛者だとか、そういった多様な存在としてのセクシュアルマイノリティのことについて、啓発あるいは教育ということについて、やはり項目として挙げておく必要があるのではないかと。

特に、学校で性的少数者、確実に小学校、中学校、高校、それぞれいるのですけれども、やはり非常に強い偏見、誤解のもとで孤立して苦しんでいる児童・生徒というのは非常に多いと思うんですね。そういう中で、教師も十分な知識を持っていないと。で、セクシュ

アルマイノリティの児童・生徒から不信感を持たれているというようなケースも、私はよく聞きます。

そういった問題というのは非常に深刻な問題としてあると思いますので、是非課題として挙げて、セクシュアルマイノリティに関する教育というのを学校で取り組んでいただきたいというふうに思います。これは要望ということです。そういうことを具体的にどういうことをされているのかという質問です。

以上です。

○安藤座長 ありがとうございます。ほかに。

○栗本委員 何点というのはまとまっていないのですけれども、全般的に拝見して、まず質問というかコメントとして申し上げたいのは、この人権文化推進計画を推進していらっしゃる局というか課としてのもっと強いメッセージというか、全体を貫いてどういうふうにしていこうとされているのかというところが、これを読んだときに伝わってくるようなものがあるといいなというふうに思いました。

各、いわゆる重要課題であるとかを取りまとめて、それぞれの重要課題というのを各部局がやっていらっしゃる取組を取りまとめというふうなものだと、いろいろ総花的に見えてくるのですが、その全体像として浮かび上がるものが何なのかというふうなところの、京都市としてのあり方みたいなものが、伝わってくるものが弱いかなというふうに思います。

きょう、3つ目で配られている「人権レポート」なんかでは、スローガンの「日々の暮らしの中で」というふうなことが謳われていますけれども、では、それを具体的に文化市民局というふうなくくりでいいのかわからないのですが、そしてむしろその各部局に対してどういうふうにもっと人権の視点を各部局の取組にこういうふうにもっと入れてくださいよというふうなことをやっているんですよという主体性が浮かび上がってくるようなレポートを是非読みたいなと思いました。

そのことと関わって言うと、特に、例えば子どもであるとか障害者であるとかということに関しては、国際的にもそれはご専門ですけれども、本当にこれまでの懇話会でも申し上げたと思うのですが、権利主体として子どもであったりとか障害者であったりということが近年非常に強く言われるようになってきている流れの中で、まだまだどうしてもこのレポートというのは、虐待であったりとかバリアフリーとかノーマライゼーションであったりというふうな、マイナーなところをゼロにしていきましょう、弱者になっている部分を補いましょうというふうなメッセージが前面に出ているんです。

各部局がそれぞれのところでやられる施策というのはどうしてもそうなりがちだと思うので、だからこそ人権を担当していらっしゃる部局としての、そういった社会的弱者と呼ばれるような人たちが、権利主体として自らの権利を行使していく、子どもたちなんかもそうですよね。虐待を大人が見守って予防してあげますよ、早期に発見しますよ、読み取りますよというふうなことではなくて、子ども自身がいじめに遭ったときにノーと言える

か、虐待に遭ったときには自分から相談に行けるようなことを支援するというふうなメッセージというものがあるほしいなというふうに思いました。これは全体のトーンとしてということですね。

個別のところでは、一つ全体を通して一番気になってしまったのは、女性のところ、1-5ですけども、「真のワーク・ライフ・バランス」の「真の」というのがついているのが、ちょっと意味がよくわからないというのがあるのですが、その項目の一番下のところに、「婚活支援事業を充実して実施し、新しい家庭を築き家族の『つながり』を求めようとする市民を支援する」というのは、その担当部署がされるのはわかるのですが、私はこれが人権文化の懇話会の冊子に入る意味が全くわからない。婚活支援というのは、人権施策なのでしょうか。

先ほど石元委員がセクシュアルマイノリティのことも言及されましたが、いろんな御意見があると思いますが、いわゆる婚姻というふうなものは日本の国においてはまだ両性の合意によってのみということ、同性婚とかも認められてないですし、特定の家族スタイルを支持強化するというふうにもとれるわけなので、婚活支援がここに入っているのは、どうしても私は違和感がありました。

ということと、あと後ろのほうの「各局区別の取組」のところ、少し気になったのが、2-3のところ、ずっと大学との関係ですね。幾つかの項目が「公立大学法人京都市立芸術大学となるため」というので、廃止というふうになっている項目があるんですが、これは一番初めの24年度の取組のところでは、内訳のところ、別に廃止事業というのは全然カウントがされてなくて、これがどういうカウントになっているのか。ちょっと私の読み方ですと、23、24年の計画、今後は廃止するというので、来年のこの数に挙がってくるのかなというふうに思ったりはするのですが、廃止というのが幾つか目についていたので、どうなるのかなと。そういうふうに公立大学法人に移管されていくに当たって、今までの取組というのがどう引き継がれるのかなというのがちょっと気になりました。

あとはもう一つ最後に、2-12ですね、37のところ、「人権に関する意識調査の実施」というのがあって、これを今年度はされないということはわかったのですが、今後、どういうスパン、何年置きとかというのでいくと、何年度に実施の計画があるのか。多分こういう意識調査をするときには、さっき申し上げたような、京都市としては人権ということについてこういうふうにつまみつけているのですよというメッセージに基づいて調査項目を組み立てられると思うので、どういうふうな形で調査を予定しているのかということ、少し伺えるとありがたいなと思いました。

○安藤座長 ありがとうございます。

調査は、これは京都府もやりましたし、滋賀県もやったと思うんです。それから奈良も、それから兵庫県姫路市です。つまり近畿のかなりの部分でやられているので、これはちょっとPRになりますけれど、我々の人権センターで各地域の取組から出てくる問題点ですね、共通点があれば特殊な点もあるけれども、それで主に市民向けのシンポジウムを計

画しております。

ですから、今おっしゃったことで特に、これは桑原委員、石元委員から出たカテゴリー化の問題も関連するのですが、市の職員の方の前でこういうことは言いにくいけれども、国のほうで基準を決めて、これがおりてくるのはそれはそれでいいのですが、そうじゃなくて京都独自の問題があれば、別に国のカテゴリー化になくともそれを強調されたいと思いますし、私も何年か委員をやらせていただいておりますが、固まってしまうとどうしてもマンネリ化して、本当に新しい事態に対処する必要とか、それからそういう個別の問題を超えて人権そのものをどう捉えていくかと。推進課としては、恐らくよその課にないそれがメインな仕事であるべきであって、これはもう当然、中長期的な視野だから各課に任せるのではなくて、任せる場合もちろんあるのですが、この課はこの点についてこういうことをしてほしいという強いメッセージ、そういうものも心がけていただいたらどうかと思います。

まだ時間がありますので、ほかの委員もどうぞ御遠慮なく。

それでは、私が、皆さんお考えのうちに2点ほど。

一つは、ワーク・ライフ・バランスですけれども、これは女性の場合、家事・育児があるから非常に身近な問題であるけれども、ワーク・ライフ・バランスをむしろ会社で働いて疲れて帰る男性こそ、家族を含めた生活の充実ということで、より真剣に主体的に考えるべき問題で、そういうことにも触れていただいたらどうかな、というふうに思いました。

それから、これも坂元委員からもちょっと御発言がありましたホームレスの、特に若い世代で増えているというのは残念なことですけれども、これは、今日は教育委員会もおいでになっているかと思いますが、基本はやっぱ小さいころから人権とはこういうものだと、自分が主体になって自分の自尊感情というか、そういうものを持って生きていくということを身につければ、かなりの部分解消できる問題であって、何かそういう視点も市の施策としては入れていただいたらいいのではないかというふうに思います。

ほかの委員の方、どうぞ何かあれば御遠慮なく。

○重野委員 各局、市の皆様、多様な視点、多様な分野でいろいろな取組をしていただきまして、市民として感謝いたします。

今日も3点、もしよろしければ教えていただきたい、もしくは確認したい点がございませぬ。

外国人についてなんです、「外国人・外国籍市民」ということで、「現状と課題」の中で「学校教育や啓発事業の充実」というふうに挙げられているのですが、ちょっと主な取組の中に、余り学校教育や外国人の子どもに関することが記載されていませんでしたので、恐らく後ろのほうで教育委員会のほうで2-70、73というところで外国人の子どもたちへの取組が書かれているのですが、もしよろしければ、その点も含めてもう少し詳しく教えていただきたいなというふうに思います。

それから、外国人のところ、坂元先生もおっしゃっていましたが、災害時に十分な支

援を受けることができるようにという取組が、外国人の枠ではよくあるのですが、逆に私としましては、聞きたいのは、障害者の方や高齢者の方々の災害支援というのはどうされているのかというのが、質問させていただきたい項目です。今回、震災のときにかなり高齢者の方が被害を受けられたというふうに聞いておりますので、障害者の方、高齢者の方々が災害時にどのような支援を受けられるのか、もしくは支援が受けられるような取組をされているのかというのを、どの関係部局かわかりませんが、少し教えていただきたいと思えます。

それから最後に、成年後見人の制度について、新しい「成年後見支援センター」をつくれるということを書かれているのですが、実際にいつから運用されるのかなというのを聞きたいのと、その後見人というのが、非常に養成が大変な分野なので、私の知っている範囲ではかなり民間の団体や公的な団体に取り組んでいるかと思うのですが、この後見人の養成について、具体的にどのような養成をされるのか教えていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○安藤座長 ありがとうございます。

高齢者、それから障害者の災害時の支援ですね。これは、私は他の自治体でも経験していますが、まずどういう人がどこにいるかということがわかってないと、緊急対策がとりにくいと。ところが、これは日本では私は間違っていると思うのですが、プライバシーの尊重というようなことで、だけど、それは助けられるべき、援助されるべき人の命があって、身体の安全が確保されて問題になることで、ですから、私は日本におけるプライバシーの捉え方はかなりひずんでいると。そういう意味では、今、警察、消防関係になるかと思えますけれども、どこに、だれが、どういう困った状態でおられるということをとらえているということと、その人のプライバシーとは直接つながらない問題なので、その辺もただいまの御質問に関連してお考えいただけたらと思えます。

もうお一人ぐらい、もし何かありましたら。

○桑原委員 初めて来てしゃべり過ぎでごめんなさい。勉強させてもらったのですが、私は労働法を教えていたという関係もあって、このたくさん資料の中にあるもので、働いている人の基準を守ることが一つの人権だと私は思うのですけれども、労働基準という言葉が出てきたのはCSR（企業の社会的責任）の緑色のもので財団法人人権教育啓発推進センターの「CSRで見えてくる明日」というパンフに、いわゆる2000年に出たワールド・コンパクトの紹介、日本語訳のところに出てくるんですね。それ以外に、労働基準について個別に出てくるのは、どうも採用の公正さという表現がいいと思えますが、これはどうも男女の差別をしてはいけないという均等法の趣旨を書かれておられるように、私は裏読みしたのですが、採用だけが人権文化としての問題か、それ以外にあるのではないのかと。

だから、労働基準という問題について、もう少し踏み込んだ検討がなされてもいいと思えます。確かに女性を保護するという観点からする、さっきのワーク・ライフ・バラ

ンスもそうでしょうし、育児休職については具体的な事例が挙がっているとか、書いてあるのですけれども、採用時点における以外の問題がたくさんあるわけで、その点も御配慮を今後していただければと思います。

ありがとうございました。

○安藤座長 はい、ありがとうございます。

それでは、随分多岐にわたる御指摘が出ましたので、これはよりよく京都の人権行政があってほしいという思いから我々は発言しているので、足を引っ張るとか非難するという面は全くありませんので、そういう視点から担当部局あるいは人権推進課、お答えいただけたらと思います。

○川端課長 いろいろ貴重な御意見をありがとうございます。私のほうから、まず人権文化推進課として答えるべき部分についてお答えさせていただきます。

桑原先生のほうから、災害被害者、それから非正規労働者というカテゴリをつくってはどうかという御意見をいただきました。確かに人権文化推進計画を平成17年につくって、平成22年4月に改訂をしてきたその当時と今の現状とでやはり違いが出てきているというか、社会も変わってきているという状況もございます。この人権文化推薦計画につきましては、26年度にまた新推進計画をつくっていくというような予定にもなっていますので、それに向けまして、このカテゴリの整理等につきましても、またこの場での御意見もいただきながら整理をしていきたいなというふうに考えております。

その人権文化推進計画の関係で、先ほど意識調査の話が出ましたけれども、意識調査につきましても、この新計画をつくる前段で意識調査のほうはしていきたいというふうに考えておりまして、具体的に申しますと、24年度に入って後半ぐらいから、この懇話会の場でまず調査項目についての意見の聴取をさせていただいて、どういった調査がいいのかというようなこともお聞きした上で、平成25年度ぐらいには意識調査をしていきたいというふうに、予定としては考えております。

それから、石元先生のほうからありました学習センター、それから保健所分室ですけれども、まずコミュニティーセンターにつきましては、基本的には今、「いきいき市民活動センター」というものに転用をしております。改進につきましては、本館それから別館というのがございまして、もともとコミュニティーセンターですけれども、本館というのはいわゆる前の隣保館のほうで、別館というの前の学習センターのところですが、本館のほうを第二児童福祉センターにして、別館のほうは同じく「いきいき市民活動センター」というふうに変えているというような形でございます。

あと今後につきましては、それ以外にもやっぱり総合支援学校のとりあえず教室になったりとか、いろんな形での転用をさせていただいたのですけれども、その中でも一部確かに残っているものはございまして、そのときの市全体として考えた結果、場所、施設の広さ等で、残っているというのがございます。積極的に今転用していくという考えはないのですけれども、今後いろんな需要に応じて、マッチするものがあれば転用していきたいと

いうふうを考えております。

それから、栗本先生の、もう少し強いメッセージをと。これは毎回そういう御指摘をいただきながら、なかなか主体性が発揮できていないという部分については反省をしているところですが、これは引き続きその方向で頑張っていきたいと思っております。

あと、京都市の中に人権啓発相談・救済ネットワークというのを平成19年につくって、これも最近徐々に各局集まっていたいただいて、活動もし始めておりますので、その辺も強く取り組んでいきたいというふうを考えます。

それから公立大学のほうで、どうなっていくのかということですが、京都市の事業としては、もう24年度から外れるということで廃止という形で挙げさせていただきましたが、引き続き公立大学法人のほうでは同じ取組をしていかれるというふうにお聞きをしております。

それから、婚活支援は人権かと。確かにそう言われれば、そうかなという気もしますが、そのあたりは、後ほど男女共同参画推進課のほうからもちよつと意見をいただきたいというふうに思います。

もし漏れていましたら、また後ほど説明させていただきます。

○安藤座長 担当部局も、どうぞ。

○中谷課長 男女共同参画推進課中谷でございます。

栗本委員からの御指摘ですね、確かに結婚は自由ですが、一応、男女共同参画推進プランの中に、基本目標として、自立した個人の生き方を尊重し、支え合える家庭づくりという項目があるんですね。その家庭とつながる「真のワーク・ライフ・バランス」の一つのキーワードが、人と人とのつながり、地域とのつながり、家庭とのつながりといったキーワードを掲げているのですが、そういったところから多様な生き方、結婚する人しない人、それは自由だと思いますし、それにはお互い認め合うというところで、この男女のプランの基本目標3のところに掲げた一つの施策として、婚活が挙げられているということでございます。

それから、座長のほうからワーク・ライフ・バランスに関しまして、男性こそワークダウンすべきだという御指摘がございました。これもまことにごもつともで、もともとワーク・ライフ・バランスは女性の働く支援、子育て両立支援からスタートして、労働力、労働者人口が減っていく中で、男性もそんな生き方をしているという経過がある中で、男女のプランでもそうですし、国の基本計画でも、男性にとっての男女共同参画というものが新たに基本計画に掲げられています。そんな中で、男性の働き方を変えようという取組は、この計画や施策の中にも掲げているところでございますので、この人権の計画の中にちよつと書き込んでいませんけれども、市のプランにおいても国のプランにおいても、そういった施策を掲げて取り組んでおります。

○安藤座長 ありがとうございます。

もし、ほかの部局があれば、どうぞ。

○藤森課長 人権文化推進課の企業啓発を担当しております。先ほど、桑原委員のほうから御質問がありました企業に対する啓発の関係で。

3月7日に当課が開催いたしました講座に御参加いただき、まことにありがとうございます。この企業向け人権啓発講座は年間10回開催いたしております、いろんな切り口で開催しております。例えば、企業の社会的責任、CSRの問題だとか、ワーク・ライフ・バランス、それから障害者の雇用、また外国人の雇用であるとか、メンタルヘルス、非常に多岐にわたった形で実施をいたしてきております。

今回、東日本大震災から1年という時期でもありましたので、改めて企業の方々もいろんな形で人権との関わりがあるということ、日ごろから安心安全な商品サービスの提供であるとか、やはりその上で命を大切にしたいというのは非常に大事なことで、基本的な部分で、今回、命の尊厳ということ、これをテーマに開催させていただいたということになります。

ここでの御意見を参考にして、実施を進めてまいります。

それから、あと労働の関係で、公正な採用選考の関係。これも企業とのかかわりで、さまざまな課題がございます。その一例をこちらに挙げさせてもらったということでご理解いただければいいと思うのですが、これも採用に当たってはやはりその人個人を見ていただくということが大切です。その上で、従来は今までの経過がございまして、やっぱり出身であるとか、親兄弟の関係とか、そういうことは本人の能力とは関係はないと、そういうもので、非常に重要な問題になっているということで、話し合っております。

以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。

ほかの部局、もしありましたら。

○的山課長 すみません、教育委員会でございます。

多岐にわたりましたので、ちょっと順番にお答えしたいと思います、まず先ほど川端課長からも御説明があったのですが、旧改進の旧施設の転用につきましては、主に貸し館になりますけれども、「いきいき市民活動センター」のほうへ転用をしておりますのと、また旧図書室部分がございましたけれども、その分につきましては「ふれあいの杜」ですね、不登校児童の支援ということで「ふれあいの杜」のほうに、また転用のほうをいたしておるところでございます。

2点目が、学校でのHIV感染等にかかわる課題についての教育についてということでしたが、これにつきましては主に感染予防と人権尊重の観点から、これは常套でございますが、発達段階に応じまして、エイズの疾病概念あるいは感染経路及び予防方法といったものを正しく理解させる指導を推進しているところでございます。

主に、特に予防に関しましては保健体育ということになるかと思っておりますけれども、性行動とも関わりがございますので、男女の敬愛と人間としてのあり方、生き方にかかわりをもちます性に関する教育と連動させたエイズ教育を推進することでございます。

続きまして3点目でございますが、性的嗜好に係る問題についてということでございますが、現在、学校におきましてはすべての子どもが男女を問わず等しく個性ある人間として尊重され、一人一人が自己の能力を発揮できる資質や能力の基礎を培うような、そういう男女平等教育というのを推進しているところでございます。

御指摘のセクシュアルマイノリティの問題点についてでございますが、個々の事例というのが当然ございますけれども、それにつきましては人権尊重の観点から、学校で対応するというところで指導しているところでございます。御指摘がございました教育ということでございますけれども、発達段階等、そういったものを踏まえまして視点をもちまして、今後また検討してまいりたいなと思っております。

続きまして、子どもたちの自尊感情を育む人権教育の推進ということでございます。本市におきましては、人権文化推進計画も当然踏まえたものでございますが、「〈学校における〉人権教育を進めるにあたって」という冊子、22年3月に改訂したものがございます。この中で人権教育というものの大きな目的としまして、子どもたちがみずから進路を切り開き自立して生活することができるとともに、人権の大切さを理解し人権尊重を規範とした日常の行動がとれる子どもの育成と、すなわち人権という普遍的文化の担い手を育成するというふうにいたしております。

したがって、その中でも当然、また自尊感情というものを育むということも、当然一つの視点として持って取り組んでおるところでございます。今後も、そういった観点も含めて充実させてまいりたいなと思っております。

続きまして、最後でございますが、外国人の子どもに係る取組ということでございました。これにつきましては、資料の2-73のところに項目8番「外国人教育の推進」と、9番「帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導」ということでまとめております。詳しく説明ということで御要望いただいたのでございますが、残り時間がございませんので、ちょっと簡単になりますが、本市におきましては、すべての児童生徒に共に生きる国際協調の精神を養うと、また在日韓国・朝鮮人への民族差別の解消といったことを目的といたしました、「京都市立学校外国人教育方針」というものを平成4年に策定し、さまざまな取組に取り組んでいるところでございます。

具体的には、学校における取組といたしまして、そこがございますような、一つは多文化学習推進プログラムといったものでございますとか、あるいは、これは年間約12回講座をやっておりますが、京都市土曜コリア教室の実施でございますとか、あるいはことしも実施いたしました、民族の文化にふれる集いというものを同志社大学のハーディーホールで開催しておるところでございます。

そして、もう一つ大きな軸といたしまして、日本語指導を必要とする児童生徒への取組というものがございます。これにつきましては、そこにもございますように、一つは日本語教室の設置と、日本語指導の必要な子どもの多数在籍する学校につきましては、日本語教室を設置し取り組んでいるところでございますが、またそれ以外のところにつきましては、

日本語指導のボランティア，あるいは初期日本語指導，あるいは通訳ボランティアといった者の派遣を通じまして，指導の充実に取り組んでいるところでございます。

ちょっと簡単でございましたが，以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。

たくさんの質問に時間をとり過ぎて，ちょっと時間が押しておりますので，ただいまの御回答あるいは他の意見がありましたら，また担当部局を通して後ほど御意見，御質問をお出しいただけたらと思います。

それでは，時間が押しているのですけれども，次の問題。大きく言ってDV相談支援センターの問題になりますので，よろしくをお願いします。

(2) 京都市ドメスティック・バイオレンス（DV）相談支援センターについて（報告）

○中谷課長 引き続き失礼いたします。

今日は，実は市民向けの広報番組でDVDを準備させていただいていたのですが，ちょっとお時間が押しているということで，急遽お手元に配布させていただきました資料で御報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど来，何度かお話に出ておりますけれども，DVセンターですね，昨年10月に開所いたしました。お手元の「DV相談支援センター通信」を少し御覧いただけたらと思います。少し背景から御説明をさせていただきたいと思っております。御承知のように平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。この後，議会の法改正がありまして，平成19年の改正を受けて市町村にDVの基本計画の策定と，この「配偶者暴力相談支援センター」の設置が努力義務化をされました。これを受けて，京都市がDV計画の策定及びセンターの開所という取組を進めるに至った背景でございます。

この「開所に当たって」の中段のところにもありますように，近年，今まで潜在化していたDV問題が徐々に顕在化をしてきたということで，それでも平成19年に京都市がアンケートを実施しました結果によりますと，公的機関，専門機関に相談している方が1割，DV被害に遭っても，誰にも相談しなかった方が65%ということで，まだまだ自分自身がDV被害者だという認識を持っておられる方が潜在化しているというような現状がございました。

そんな中で，男女共同参画推進プラン第4次を昨年3月に策定をいたしまして，その中に「京都市DV対策基本計画」を策定して，この対策の中で中核的な施設として「DV相談支援センター」を設置いたしました。

中をお開きいただきましたら，基本計画のほうの柱を4本掲げております。この中で①から④まで，まず①が「市民への普及啓発」，②として「被害者の早期発見及び相談体制の充実」，③として「被害者の保護及び自立支援の充実」，④として「関係機関との連携協力の推進」と，この4つの柱で構成した基本計画に基づきまして，京都市のDV対策の強化ということで今年度取り組んでまいりました。

特にこの②と③、「被害者の早期発見及び相談体制の充実」、そして「被害者の保護及び自立支援の充実」といったところを、この10月に開所しましたDV相談支援センターを中心に支援を進めているところでございます。

また一方で、右側ですけれども、このセンターの開所に当たりまして、これまで京都市でも「ウイングス京都」の暴力相談でありますとか、関係機関とのネットワーク会議という形で取り組んでまいりましたけれども、この計画の策定を機に関係機関との連携ということで、「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」という形で、国・府・民間等々の関係機関との連携によるネットワーク会議も立ち上げて、府と連携しながら取り組んでいるところでございます。

センターでございますけれども、昨年10月3日にオープンいたしまして、業務といたしましては、母子生活支援施設の野菊荘というところに業務を委託しております。場所は被害者の保護、加害者からの追跡を避けるために非公開としておりますので、まず電話の相談を受けて来所をお願いしているという形でございます。

開所に当たりまして、このお手元に小さいリーフレットをお配りしているのですけれども、このリーフレットを9月末、中にドメスティック・バイオレンスのチェックリストというのを入れているのですけれども、同じものを市民しんぶんにも掲載したり、回覧チラシと市民しんぶんと同時に啓発するという形で、昨年9月から10月にかけて啓発をしてまいりました。

特にこのリーフレットですが、「あなたのまわりで悩んでいる人はいませんか？」ということで、これまでと多分、他都市も含めてDV支援というのは、被害者に向けたリーフレットというのはすごく多かったのですけれども、やはり先ほどのような現状ですね、公的機関に1割未満しか相談されない、また、だれに一番相談されたかという、皆さん、身近な方、親族、お友達、家族といったところに相談をされる。それでこのリーフレットの右側にありますように、「二次被害を防ぐために」というのを入れているのは、やはり多くの方がDV被害を正しく理解されてないというところから、二次被害が起こるということも多々ございます。これは行政の窓口もその類に漏れず、そういったことが現にございました。

ということで、今回のリーフレットについては、多くの人にDVが重大な人権侵害、犯罪をも含む人権侵害であるということを、これを機に発信するということも含めて、こういったリーフレットを作成して、被害者の方だけでなく、多くの方に発信をするということで、今年度取り組んでおります。

また、この「男女共同参画通信」というのも同じことで、誰にも相談していないという方が64.6%、公的機関に相談した方は1割未満と、そういったことを掲載したリーフレットを配って、啓発を進めています。

センターのほうの相談状況を少し御紹介させていただきますと、やはりこちらで想定していた以上の相談件数がございました。特に、9月末から10月にかけて市民しんぶん、リ

リーフレットで啓発したときの反応はすごくて、10月3日にセンターがオープンしているのですけれども、もうそれ以前から男女共同参画推進課のほうにも多くの問い合わせがありました。特徴的なもので言いますと、結構高齢の方が多いというのは驚きました。やはりそういう方たちは、自分がDVの被害に遭っているということに初めてこれを見て気づかれたという、何十年家庭の中で起こっていることですから、誰にも相談できなかったということで、このチェックリストに全部該当するのですという方が非常に多く、このリーフレットで気づいて相談に来られたという方が非常に多かったです。

相談の中身につきましても、非常に多岐に複雑化しているというのが感じているところです。今まで、地方裁判所のほうに保護命令を申し立てるケースも十数件ございますし、住民票の閲覧制限という形とか、被害者の相談の証明を出すケース、そういったケースもこれまで18件、保護命令についても5件という形でこの5カ月実績として上がっています。相談件数で言うと、のべにしますとこの5カ月間、2月末までで1200件余りございます。新たに相談としてセンターのほうにつながって来られた方が220名、2月末ですね。一月当たり二、三十名の方が、今も高どまりと言ったらいいんですかね、5カ月经つ今も、ずっと同じような件数で推移しているということで、恐らくまだまだ潜在化しているところはあるのではないかなというふうに思います。

被害者の方の支援はもちろんのことなのですが、やっぱりこれは人権という視点から言いますと、もっと多くの方にDVがこういう女性の人権侵害に当たるということを啓発していく必要があるなというふうに感じているところです。

一つ問題が今の若年層のDVということで、高校・中学にまで及んでいるというふうに聞いていますけれども、まだなかなかその実態調査ができ切れていません。教育現場でアンケート調査のほうも24年度に実施していく予定をしておりますけれども、やっぱり若いうちからのDVに対する知識、教育というものの必要性も感じているところですので、今後はそこも重点的に取り組んでいきたいなというふうに考えています。

簡単ですが、以上でございます。

○安藤座長 どうもありがとうございました。時間を区切って、詰めて申し訳ありません。

ただいまの御報告でコメント、御質問がありましたら、各委員のほうからお願いします。

○坂元委員 このリーフレット、チェックリストは非常に工夫されていて、とてもいいなと思いました。1点だけ表現上の問題で、これは法律に基づくものですから、「相談窓口はこちら」というところの表記で、「配偶者からの暴力」という表現で、実は「DV相談支援センター通信」では、京都市としては配偶者の中に事実婚や元配偶者を含むという形に入れてはおられるのですけれども、ただ、この「配偶者からの」というふうにとると、事実婚の方などが、自分は該当しないのではないかと思われてはいけないので、配偶者「等」を入れるという形にさせていただくのが、そのほうがわかりやすいかなというのの一つですね。

それから、「ウイングス京都」のところで「女性への暴力」というのがあって、これま

では「ウイングス京都」でこの問題も扱ってきたからこういう形になっているのでしょうけれども、市民の方が御覧になったときに、自分はどっちに行けばいいのかなというのが分からなくなるといけないと思いますので、そのあたり少し工夫を、どういうふうに市民の方にわかりやすいかということで、工夫をしていただければなと思います。

○中谷課長 ありがとうございます。

○安藤座長 ありがとうございます。ほかに委員のほうから何かありましたら。

○石元委員 ちょっと教えてほしいんですが、「男女共同参画通信」のところで、開くと写真があるのですけれども、64.6%と。これは何を手渡しているのですか。よく見てもわからない。

○中谷課長 この写真はすごくわかりにくい、イメージ写真として男女共同参画推進課から選んだというのでもないのですけれども、これは貝殻をイメージしている写真なのですが、実は先生も御指摘のように市民の方からもいろんな方から入れ歯かとか、肉のかたまりかとか、実はこのイメージ写真は余りよくなかったなと反省しているところなんですけれども。

○栗本委員 今のこの「通信」とかも、ウイングスとかに立ち寄らせていただくたびに、とても毎回コンパクトに、デザインもいい意味で行政の啓発らしからぬ、だからちょっとよくわからないことでも、何かちょっとおしゃれな雰囲気の写真とかを使ってはって、普通やったら写真はもっと小さくして多くの情報を詰めたくところを、こういうふうにしているのは本当に手にとりやすくいいなあと、他市に住んでいるのでいつもウイングスさん頑張ってはるなと思っています。

このリーフレットとかも、二次被害のところを載せられているというのは、説明にもありましたようにすごく大事な点ですし、被害者の孤立化を防ぐという意味では大事なポイントだなと思いました。それで言うと、是非これからも継続していただきたいなということで言えば、その開設に当たって市の広報に載って、それをきっかけに相談もたくさんあったようすけれども、やはり実際被害に遭っている当事者の方がこういうものを持つということは、きっかけでもあると同時に、でもリスクを高めるということでもありますよね。これを持っているのを配偶者に見つかるといふのがあるので、そのDVについてというものではない市の広報の中に、相談先の電話番号がいつでも見られるような形で、どこかに入っているというふうなことがあると、当事者の方にとってはそういうのをネットで検索したりとか、こういう情報を収集するだけでもリスクが高まる場合といふのがあるので、一般のDVと謳ってないようなところにもちらっと、常に入っているというふうなことができるといいなと思うので、これは多分DV相談支援センターだけではなくて、市全体のことだとは思いますが、継続的にされるといいなと思いました。

もしお時間があれば、この通信の後ろに載っているパープルカードというのがどんなのかというのを簡単に教えていただけると。

○中谷課長 今の栗本委員からの御指摘、少しその視点を入れたものですが、被害

者の支援の方に、御希望の方にお渡しをしているのです。というのは、窓口は何度も同じことを繰り返して説明することへの負担、そういったものを軽減するために、これを窓口で提示をしてもらったら、市のセンターのほうに担当が問い合わせてもらって、センターが説明をするといった問題だと。この中には御本人の精神的なものを落ちつくような、リラクゼーション的なものとか、緊急時に逃げるときに必要な持ち物とか、そういった被害者の方に必要な情報を入れつつ、ここにはDVという言葉は一切入れずに、手元のこれは大きいですけど、小さいコンパクトなサイズに入る形のカードをつくって被害者の方にセンターでお渡しをしているという、そういうものでございます。できれば、各窓口に共通で活用できるようなものになればと思ったのですが、なかなかちょっとそこまで窓口が多岐に渡っているんで、とりあえず御本人に持っていただくものとして作成しております。

○安藤座長 ありがとうございます。ほかにあればどうぞ。

○坂元委員 この相談支援センターは業務委託をされているということですので、その業務委託がどのような、何人の体制でやっているかという質問と、もう一つは、私も他市で同じようなことに携わっているのですけれども、その相談事業の内容にふさわしい研修をその業務委託先の相談員の方には受けていただくようお願いをしているのですけれども、そのあたりのことを少し。

○中谷課長 まず、体制ですけれども、委託先の相談員ということで、社会福祉士等の資格をお持ちになっておられます女性の相談員が4名、その委託先の責任者として施設長が男性で1名、あと行政のOB職員で、よその関係機関とそういう相談の支援をつなぐという意味で今年度1名、24年度1名ふえまして、2名の体制。24年度からは、相談員が4名と、その支援が2名ということで、6名の体制で行っています。

研修のほうにつきましては、去年、それから今年もですけれども、ウイングスのほうでDVのボランティア養成講座というのをしております、インストラクター養成講座というのをしております。全8回、体系立てた研修をしておりますが、相談員についてもその研修を受けて法律の部門から福祉の施策の部門まで、養成講座を受けております。そのほかにも、京都府の家庭相談支援センターのほうで、府下の市町村、それから京都府も福知山と宇治に相談センターを昨年つくりましたけれども、その全体の相談員を対象に年2回、研修を行っております。センターの中では、また研修とは別にスーパーバイズを置いて、ケース検討といったものを定期的に行っていますし、委託先が母子生活支援施設ということもございますので、委託先でも独自にそれぞれの研修を実施しているということで、そういうことでございます。

○安藤座長 ありがとうございます。

○桑原委員 私の関心は、デートDVなる言葉がございますよね、その予防とその被害者の保護です。つまり法律は明確に婚姻関係のある人、これは法律婚以外に事実婚の場合でも内縁関係、3年以上だと思っておりますが、そういった人たちに対しては保護命令を出せるということで、しかし審議の過程ではっきりと、そういった人たち以外については法律を

適用しないということがあったというふうに物の本には書いてありますね。さて、私は市民として今日来ているわけですけど、年寄り、自分の娘や孫に、特に女の子があるといった場合の心配事でこれはあるわけですね。若いときからDVということがあるのだと、そういう場合にどこに駆け込んだらいいかということを知りたい。

さて、そういう意味でこのパンフレット、なかなか色もきれいし、ほめることが先ほどありましたが、実はこれは高校生や大学生、大学院生も含めて若い、つまり事実婚や法律婚でない人たちにも配布されるということだと私は思うんですね。このパンフレットはDV、そういうデートDVの方の被害者になる方が読んでもいいという内容になっているのですが、この裏側は、法律が適用される人を対象とする法律制度の解説になっていますよね。今、裁判所の保護命令制度の取扱いについて、先ほどもここで件数を報告されてショッキングでしたが、そういう手続も教えようということが書いてありますよね。

ここは、いわゆる法律の適用者の対象者についてのメッセージですよ。そういう意味で、私の質問というか、ちょっと工夫ができるのではないかと。つまりデートDVの方々には裁判所による救済手続は使えないという点について、どのようなメッセージを、どのように正確に与えるかという点ですね。

○中谷課長 すみません、今日はたまたまこのセンターの開所にあわせて、このテーマでつくった参画、「参画通信」は年4回発行しているんですね。いろんなテーマで。その一部なんです。で、デートDVは、今日お持ちしていませんけれども、「恋愛向上ハンドブック」とかというタイトルだったと思うのですが、マンガで若者用の啓発の冊子を、京都府と一緒につくって配っていたり、あとデートDV用のもう少しページ数を増やした啓発誌を実は作っておりまして、かなり増刷して、下のところですか研修等にも配っています。

やはり実態がなかなかつかめていないということで、特に高校現場のほうに来年度アンケート調査を実施した上で、必要な若者向けの啓発、啓発というんですかね、啓発誌を作成していきたいなと実は今思っているところです。

○安藤座長 ありがとうございます。もう一つぐらい御質問を受け付けられますので。

これはやっぱり教育現場でも当たり前の常識になるように、説明していただくことも大事だと思います。

○中谷課長 この間、ちょっと教育委員会、府市ともずっと協議をしてきているのですが、なかなか特に高校現場は、男女交際を前提にした教育をしてないから、いきなりこういうデートDVのアンケートといっても絶対難しい、ふざけてしまう、学生がね。それで、もう一回仕切り直しまして、実は高校の人権教育の中にカリキュラムとして組んでもらって、まず前段でこういうデートDVについての講義を受けてもらって、その後、実態調査としてアンケートをする。また実際に被害に遭っている生徒はいるんですね。なので、そういう子たちがきちっと相談結果につながる、つながるように、そういった相談機関の情報もあわせて提供しながら、人権学習の中で取り組んでいこうかということで、現在検討しているところです。

○安藤座長 私はいつも言うのですが、法律は人間のためにあるので、法律に人間が振り回されて、当然受けるべき保護が受けられないと、これはやっぱり行政の努力でカバーしていただきたいと思います。

また、追加の御質問、コメント等ありましたら、人権文化推進課のほうへ御連絡いただけたらと思います。

それでは、「人権レポート」がせっかく配られていますので、御説明をお願いします。

その他

○川端課長 資料3としてお配りをしております「京都市人権レポート」でございますけれども、この「人権レポート」につきましては、京都市人権文化推進計画に掲げております具体的な取組の項目の一つということでございまして、京都市の人権に係る取組を市民にわかりやすく発信して、人権施策の進捗状況を市民に伝えるものとして作成しているものでございます。

中を開いていただきますと、3つの基本的な項目、「支える」「気づく、学ぶ」「まもる」という形に分類をして、ごく一部ですけれども、取組の御紹介をさせていただいていると。さらに裏面を見ていただきますと、重要課題ごとに相談窓口について相談先と電話番号を掲載しているということでございます。

前回までは、この裏面のところの面積にして3分の2ほどを使いまして、地図を載せていたのですが、昨年度のこの懇話会におきまして、この今でも小さいのですが、文字がもっと小さくなって、見にくいやないかというような御指摘もございましたので、地図を載せますとどうしても文字が小さくなりますので、今回、地図は外しております。連絡先という形で、すべて電話番号等でカバーしていこうということで、文字を見やすくしたつもりでございます。あと、もう一つ出ています相談マップというのをまたつくってありますが、そちらのほうには地図も出ておりますので、そういう工夫を今回加えているということでございます。

それと、あと「人権レポート」は以上でございますが、先ほど議題(1)のところいろいろ御質問をいただいた中で、まだ十分に回答ができていない部分があるかと思っておりますので、それは後日、またこちらのほうで回答を、ペーパーか何かでまとめさせていただいて、委員の皆様の方にまたお配りをさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○安藤座長 ありがとうございます。

この「人権レポート」はどのようなチャネルで、どれくらい配られているのですか。

○川端課長 部数としては3000部つくらせていただいているのですが、区役所、支所、それから図書館等に配架してあるというような形になっています。

○安藤座長 ありがとうございます。

ぼつぼつ時間になったんですけれども、この際、ぜひ言っておきたいということがあり

ましたら、各委員御遠慮なく。

○栗本委員 たびたびすみません。この懇話会に何年か出させていただいているのですが、私自身は恐らく啓発というふうなことの専門性の枠組みでお席へ呼んでいただいているのかなというふうに思うという点から1点、これからの懇話会に関してお願いというか。

議題がおおむね毎回総論的なこういう計画に関する事柄の御説明であったり、報告であったりということと、もう1点が、いわゆる人権の重要課題の中からどれか1つに関して詳しいレポートがあるというふうに組立てになっていることが多いと思うのですが、横断的に啓発というのはどうなっているのか、それぞれの回で少しずつ触れられるのですが、総体としてその啓発がどういうふうにされているのかなというふうなことに関して、一度懇話会の中でも取り上げていただけると、とてもありがたいなというふうに思います。

今回もこの計画の中で、同和問題に関するところでは、市民的感觉の新しい発想を取り入れた啓発をとかというふうなことがあったりしますので、どんなことをされているのか。で、啓発に関わって言うと、もう1点は、この最後の計画の「各局区別の取組」のところの分類でも、「推進体制・職員研修」というのが④番に挙げられていますけれども、市民対象の啓発だけではなくて、行政の職員の皆さんに対する啓発というのは、これは国連の人権教育に関する取り組みの最重点課題の対象がやはり公務員というふうになっていますので、職員の方々に対してどんな啓発をやっているのか、それこそ先ほどのDVのことに関わっても、窓口にいらっしゃる方が十分啓発されていないと二次被害ということが起こってしまう可能性があるわけで、そういった市民対象、また市の中の職員さん対象で、こういった人権啓発教育の取組がされているのかという総体を見られるようなレポートを一度いただけるとありがたいなと思っております。

○安藤座長 今、我々は年に2回か、せいぜい3回しか集まらないので、この次は、今日言ったことを忘れてしまうような。で、なるだけ回数は増やしてください。予算、場所の確保等々、問題はありますけれども、我々自身の中で頭がつながるように、市のほうとしてもお考えいただけたらと思います。

それでは、とりあえずマイクを事務のほうへお返しします。

○石田部長 安藤先生、議事進行どうもありがとうございました。

議題(1)の関係で、いろいろと御意見をいただきまして、時間の関係でお伺いをできなかった部分については、先ほど川端のほうから申し上げましたように、改めてお返しをするということですが、またお気づきになった点がございましたら、人権文化推進課なり担当課のほうにお問い合わせいただきたいなというふうに思います。

それと、栗本先生のほうから御進言いただきました啓発全般の取組状況については、また次回以降取り上げまして、改めて御報告させていただきたいなというふうに考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

本日は長時間にわたりましていろいろ御意見等を賜りまして、どうもありがとうございました。

ました。また次回以降，本日御意見を出していただいてない方も含めまして，いろいろと御意見等をちょうだいできたらなというふうに思いますので，どうぞよろしく願いいたします。

以上で本日の懇話会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。